東上総教育事務所だより





〒297-0024 茂原市八千代 2-10 千葉県教育庁東上総教育事務所 TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143 第3号 令和3年9月24日(金)発行

管理課より

学校における働き方改革推進について

千葉県教育委員会は、令和3年3月「学校における働き方改革推進プラン」を改定しました。 本県の実態調査や意識調査の結果及び目標についてまとめられていますので、紹介します。

◎教員等の出退勤時刻実態調査結果(調査時期:R2.11月)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等における1月当たりの正規の 勤務時間が80時間を超える者の割合	4.4%	23.5%	14.3%	8.0%	0.03%
教諭等における1月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える者の割合	47.3%	60.6%	60.3%	35.8%	9.9%

◎教職員の働き方改革に係る意識調査結果(調査時期:R2.12月)

子供と向き合う時間を確保できている	勤務時間を意識して勤務できている
71%	84%

◎本県の目標

- ・勤務時間を超える<u>在校等時間</u>が、1か月当たり45時間を超えない
- ・ 勤務時間を超える在校等時間が、1年当たり360時間を超えない
- 「子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合」が、令和5年度末までに100%
- •「勤務時間を意識して勤務できている教職員の割合」が、令和4年度末までに100%

≪在校等時間の算出の仕方≫

 在校等時間
 =
 在校している時間
 +
 ① および
 ② ③ および
 ④

*在校している時間は、学校に出勤し到着してから、帰宅のために学校を出るまでの時間

- ① … 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ② … 地方公共団体で定めるテレワークの時間
- ③ … 勤務時間外における自己研鑽その他業務外の時間

新学習指導要領を円滑に実施していくためには、教職員の業務改善の側面とともに、働き方を 見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を 持つという、教職員の意識改革との両輪で進めていくことが必要不可欠です。

総務課より

認定手当の事後確認について(扶養手当)

事後確認とは、認定手当の支給要件や支給額が適正であるかを確認するために行います。特に、 扶養手当は見込状態で支給される手当なので注意が必要です。例えば、年の初日から対象である 不安定収入者にあっては、1年間(暦年)の総収入をもって所得とし、所得限度額(130万円) 未満であれば当該1年間の扶養手当は認定することができます。しかし、当該所得が所得限度額 (130万円)以上となった場合は、当該1年間の扶養手当を認定することはできません。した がって、扶養手当は年の当初に遡って戻入となります。扶養手当が誤って支給されていた場合、 地域手当や期末手当、所得税にも影響を及ぼす恐れがあるため、誤支給を早期に発見し、適切に 処理を行うために、御協力をお願いします。

指導室より

「地域における食育指導推進事業」授業公開 ~山武市立睦岡小学校~

千葉県では、教育事務所ごとに、栄養教諭及び学校栄養職員による3~4名の食育推進委員と食育指導推進拠点校を指定し、地域の学校管理職や栄養教諭・学校栄養職員を対象とした授業公開や研究協議等を行う体制を整え、地域における食育指導の実践力を高めるとともに、指導者の育成を図ることを目指しています。今年度は、山武市立睦岡小学校が、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から参観者を制限し、授業公開及び研究協議を行いました。睦岡小学校は、「食に興味・関心をもつ児童



の育成」を目指し、児童の実態に合った指導を工夫した実践や地域の食材に触れたり、栽培や体験活動に取り組んだりする活動を重ねました。7月1日(木)には、5年生の学級活動において「栄養バランスのよい朝食について考えよう」を題材に授業公開を行いました。授業では、「よい朝食とはどんな朝食か」を考えることを中心に、食品を選択したり献立を考えたりする活動を通して、どのようにしたら栄養バランスがよくなるかを理解することができました。そして、その知識を実生活で活用できるようにするために、振り返りの場面において、児童一人一人が「これならできそうだ」という現実的な改善点を見つけることができました。授業後の研究協議会では、本時の授業を中心に、児童への食育の指導方法について活発な意見交換がなされました。

電子黒板の活用 ~九十九里町の取組/山武市立日向小学校の活用実践~

今年度、管内で研究テーマに ICT 関連の内容を掲げている小中学校は22%(25校/112校)となっています。GIGA スクール構想の実現にむけて、各市町村で、1人1台端末をはじめとする ICT 環境の整備が進み、各小中学校では、ICT の積極的な活用が実践されています。

学習指導要領では、ICT の活用を通じて、学習の基盤となる資質・能力である児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、教師のICT 活用指導力の向上も求められています。

学習者用端末の活用が進む中、指導者用 ICT 機器である電子黒板も、管内ほとんどの市町村が導入しています。電子黒板について、管内での先進的な取組を紹介します。

【 九十九里町の取組 】

GIGA スクール実行委員会を組織し、町教育委員会と全小・中学校が連携して取り組んでいます。電子黒板(可動型)は、昨年度から町内全小中学校全学級に導入されています。従来の黒板と併用し、教科指導を中心に毎日活用しています。GIGA スクール実行委員会では、各小中学校での活用実績をもとに、検証・改善していくとともに、教員の研修も推進しています。今後は、1人1台端末とリンクさせていくなど、効果的な活用を目指しています。

【 山武市立日向小学校の活用実践 】

旧日向小学校と旧山武西小学校が統合し、今年度から日向小学校が開校しました。 開校にあたり、新校舎となる旧山武南中学校校舎を改修し、全学級に従来の黒板の位置に電子黒板が設置

(固定)され、電子黒板を日常的に活用する環境となりました。

大きさは75インチで、従来の黒板より小さくなりましたが、スクロール、拡大、複数シート等の機能を活用するなどの工夫をしています。高学年では、1人1台端末とリンクさせ、意見の共有・比較、共通シートへの書き込みなど、協働的な学びをより充実させています。

また、PC上での板書計画の活用や学習課題の即時共有など、効率化にもつながっています。

